

## 手続開始の公示等の一部訂正のお知らせ

H31 利根川水系砂防防災学習シンポジウム他運営業務に係る手続開始の公示等について、以下のとおり訂正しますので、お知らせします。

令和元年5月24日  
利根川水系砂防事務所

公 示 日 : 平成31年4月22日  
正誤表 (下線及び囲み枠が訂正箇所)

| 訂正後  | 訂正前   |
|--|---|
| <p>企画競争実施の公示2. (8)、(9)</p> <p>(7)企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(企画競争実施にかかる説明書参照)</p> <p>(8)以下に示される同種又は類似業務等について、平成21年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。</p> <p>「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、国、特殊法人、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業とする。(以下「国・特殊法人・地方公共団体等」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種業務:「国・特殊法人・地方公共団体等」が行う各種事業の広報として、防災に関するイベントの運営を実施した業務</li> <li>・類似業務:「国・特殊法人・地方公共団体等」が行う各種事業の広報として、イベントの運営を実施した業務</li> </ul> <p>(9)配置予定技術者(主たる担当者)については、以下に示される同種又は類似業務等について、平成21年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種業務:「国・特殊法人・地方公共団体等」が行う各種事業の広報として、防災に関するイベントの運営を実施した業務</li> <li>・類似業務:「国・特殊法人・地方公共団体等」が行う各種事業の広報として、イベントの運営を実施した業務</li> </ul> <p>(10)配置予定技術者(主たる担当者)については、平成31年4月22日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務。</p> <p>3. 手続等</p> <p>(1)担当部局</p> <p style="padding-left: 20px;">〒377-8566 群馬県渋川市渋川121-1<br/>国土交通省関東地方整備局 利根川水系砂防事務所 経理課 契約係<br/>電 話 : 0279-25-4023<br/>F A X : 0279-22-5963<br/>電子メール : ktr-kt4131a@mlit.go.jp</p> <p>(2)企画競争実施にかかる説明書の交付期間、場所及び方法</p> <p>①交付場所及び方法</p> <p>交付を希望する者には、郵送(着払い・希望者の負担)又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記(1)に申し出ること。</p> <p>また、電子データでの交付を希望する者には、記録媒体(CD-R等、USBは不可)を上記(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨を申し出ること。</p> <p>②窓口での交付期間</p> | <p>企画競争実施の公示2. (8)、(9)</p> <p>(7)企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(企画競争実施にかかる説明書参照)</p> <p>(8)下記に示される同種又は類似業務等について、平成21年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種業務: 国の機関、都道府県、政令市、特殊法人(高速道路株式会社など)が行う各種事業の広報として、防災に関するイベントの運営を実施した業務</li> <li>・類似業務: 国の機関、都道府県、政令市、特殊法人(高速道路株式会社など)が行う各種事業の広報として、イベントの運営を実施した業務</li> </ul> <p>(9)配置予定技術者(主たる担当者)については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成21年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種業務: 国の機関、都道府県、政令市、特殊法人(高速道路株式会社など)が行う各種事業の広報として、防災に関するイベントの運営を実施した業務</li> <li>・類似業務: 国の機関、都道府県、政令市、特殊法人(高速道路株式会社など)が行う各種事業の広報として、イベントの運営を実施した業務</li> </ul> <p>(10)配置予定技術者(主たる担当者)については、平成31年4月22日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務。</p> <p>3. 手続等</p> <p>(1)担当部局</p> <p style="padding-left: 20px;">〒377-8566 群馬県渋川市渋川121-1<br/>国土交通省関東地方整備局 利根川水系砂防事務所 経理課 契約係<br/>電 話 : 0279-25-4023<br/>F A X : 0279-22-5963<br/>電子メール : ktr-kt4131a@mlit.go.jp</p> <p>(2)企画競争実施にかかる説明書の交付期間、場所及び方法</p> <p>①交付場所及び方法</p> <p>交付を希望する者には、郵送(着払い・希望者の負担)又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記(1)に申し出ること。</p> <p>また、電子データでの交付を希望する者には、記録媒体(CD-R等、USBは不可)を上記(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨を申し出ること。</p> |

訂正後

企画競争実施の公示3. (2)、(3)

②窓口での交付期間

平成31年4月22日から平成31年5月31日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成31年5月31日（金）17時00分

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

提出された企画提案書についてヒアリングは実施しない。

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類（以下「提案書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。
- (6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (9) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。

訂正前

企画競争実施の公示3. (2)、(3)

②窓口での交付期間

平成31年4月22日から平成31年5月28日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成31年5月28日（火）17時00分

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

提出された企画提案書についてヒアリングは実施しない。

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類（以下「提案書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。
- (6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (9) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。